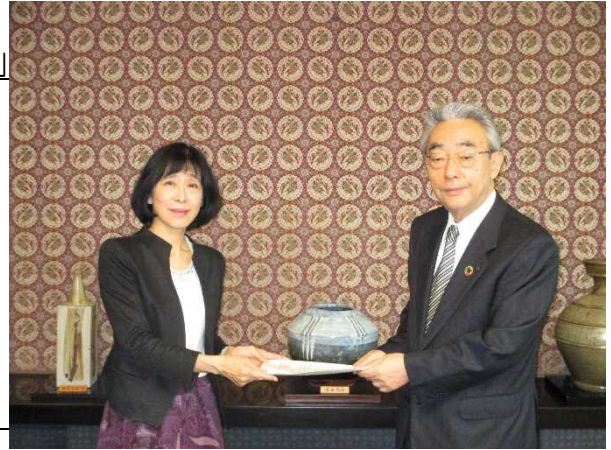


**栃木労働局長が、県内の主要労使団体等を訪問！
「過重労働解消キャンペーン」、「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」、
「中小企業に対する集中的施策パッケージ」に係る協力を要請！！**

栃木労働局では、「過労死等防止啓発月間」（毎年 11 月）に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、過重労働の解消に向けた長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の集中的な取組を実施しています。

来年 4 月からは、中小企業に対しても時間外労働の上限規制が適用されることから、本年度浅野労働局長ほか局幹部は、県内の主要な労使団体等に赴き、大企業の働き方改革に伴う中小企業への「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」及び「中小企業に対する集中的施策パッケージ」の周知等に係る協力を要請しました。



（一社）栃木県労働基準協会連合会 藤澤会長（右）
と 浅野労働局長（左） 10 月 28 日



（一社）栃木県経営者協会 青木会長（右）と
浅野労働局長（左） 11 月 6 日

働きやすい環境をつくることは、労働者のモチベーション（やる気）を高め、魅力ある企業となります。また、新たな人材確保、生産性の向上にもつながるなど、企業にとっても大きなメリットがあります。

栃木労働局では、魅力ある企業が増えることで県内の雇用が促進され、地域の活性化が図られるよう、過重労働の解消及び中小企業支援のための集中的な施策に係る取組を強化します。

毎月勤労統計調査（事業所規模 5 人以上）によると、平成 30 年における県内の労働者一人当たりの年間総実労働時間は、1,739 時間と、前年より 35 時間減少しましたが、全国平均（1,707 時間）と比較すると 32 時間長いといった状況にあります。

また、所定外労働時間についても、一人当たり 131 時間と、前年より 19 時間減少しましたが、全国平均（130 時間）と比較すると 1 時間長いといった状況にあります。



連合栃木 吉成会長（右）と
浅野労働局長（左） 11 月 12 日



栃木県商工会連合会 稲葉専務理事（左）
と 藤中労働基準部長（右） 10月18日



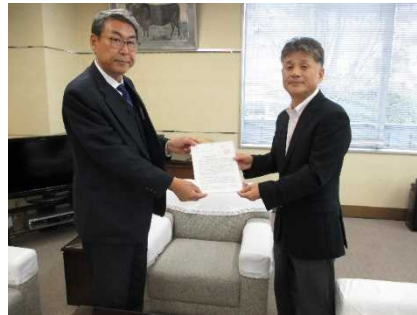
（一社）栃木県商工会議所連合会
金子常務理事（左）丹羽専務理事（中央）
と 藤中労働基準部長（右） 10月18日



（公社）栃木県経済同友会
五家専務理事（左）
と 藤中労働基準部長（右） 11月8日



栃木県中小企業団体中央会
高田専務理事（右）
と 藤中労働基準部長（左） 11月8日



（一社）栃木県建設業協会
小野崎常務理事（右）
と 高橋監督課長（左） 10月30日



（一社）栃木県トラック協会
吉高神会長（左）
と 高橋監督課長（右） 10月30日



（一社）栃木県タクシー協会
荒井会長（右）
と 高橋監督課長（左） 10月30日



（一社）栃木県バス協会
小矢島専務理事（左）
と 高橋監督課長（右） 10月31日



栃木県社会保険労務士会
森田会長（右）
と 高橋監督課長（左） 11月13日

（参考）

① 「過労死等防止啓発月間」について

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）により、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」とし、公労使その他使用者団体や労働組合等が一丸となって、過労死等防止の意義・重要性を再確認するとともに、過重労働の解消に向けた長時間労働の削減等の取組強化に努めることとされています。

② 「過重労働解消キャンペーン」について

過重労働の解消に向け、例年、「過労死等防止啓発月間」（11月）を中心に、厚生労働省、労働局、労働基準監督署が周知・啓発等各種取組の強化を図っています。

- ・「労働条件相談ほっとライン」（無料）の実施
- ・全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」の実施（本年度は10月27日に実施。）
- ・厚生労働省、労働局、労働基準監督署の幹部による使用者団体への協力要請

- ・「過重労働解消のためのセミナー」の開催（全国各都道府県で開催）
- ・労働局長によるベストプラクティス企業の訪問と取組事例の水平展開
- ・ホームページへの掲載、記者発表、広報誌への掲載依頼
- ・パンフレット及びポスターの配布

③ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」について

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づき、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等防止の重要性について国民の自覚を促すとともに、国民の関心と理解を深めるため、厚生労働省は、地方自治体や関係団体の協力の下、「過労死等防止啓発月間」（11月）を中心にシンポジウムを開催しています。

※栃木県内では、11月20日に白鷗大学の白鳳国際ホール（小山市）で開催しました。

④ 「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」について

本年4月から、大企業に対する時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、下請等の中小事業者への「適正なコスト負担を伴わない短納期発注」や「発注内容の頻繁な変更」等の「しわ寄せ」が、中小事業者の働き方改革の妨げとならないよう、厚生労働省、労働局、労働基準監督署では、中小企業庁および公正取引委員会と連携を図り、「『しわ寄せ』防止総合対策」を推進しています。

その一環として、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」と位置づけ、積極的な取組を図ることとしています。

- ・経営トップに対するセミナーの実施
- ・労使団体への要請
- ・大企業への訪問要請
- ・特設サイトの開設、インターネット広告の実施

⑤ 中小企業に対する集中的施策パッケージについて

令和2年4月以降、中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、令和元年度の下半期において、厚生労働省、労働局、労働基準監督署は、周知が不足している内容と対象集団を絞り込み、集中的な取組を実施することとしています。

＜施策1＞ まだ知られていないこと、まだ届いていない人に狙いを定めた周知

- ・上限規制の適用に関する集中的な周知
（逆引きパンフレットの配布、周知用動画の配信等）
- ・36協定未届事業場に対する丁寧なフォロー
（案内文の送付）
- ・特別条項（月80時間超）締結事業場に対する集中的な対応
（説明会の開催、個別訪問支援、助成金等の支援策の利用勧奨）

＜施策2＞ まだ間に合う、もっと使える助成金へ

- ・時間外労働等改善助成金の見直し
 上限設定コース → 締切延長と利便性向上
 団体推進コース → 締切延長

＜施策3＞ 働き方改革に取り組みやすい商取引環境の整備

- ・「しわ寄せ」防止総合対策の着実な推進
（しわ寄せ防止キャンペーン月間、中企庁や公取委との通報制度）